

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和5年2月22日

秋田市長 穂 積 志

| 課所室名 | 委任事務 |
|-------|---|
| 文化振興課 | 文化振興課において取り扱う物品売却収入に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |